

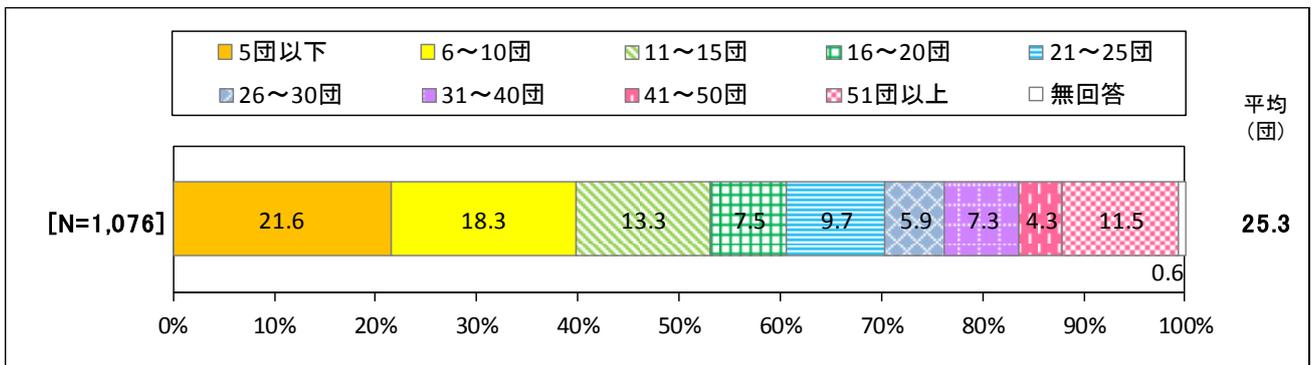
4. 調査結果

1. 市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営

(1) 登録単位団数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位スポーツ少年団(以下、単位団)の平成24年度登録数をみると、「5団以下」(21.6%)が最も多く、次いで「6～10団」(18.3%)、「11～15団」(13.3%)の順となっている(図表2-1-1)。登録単位団数15団以下の市区町村スポーツ少年団が半数強だが、「51団以上」も11.5%であり、平均では25.3団となっている。

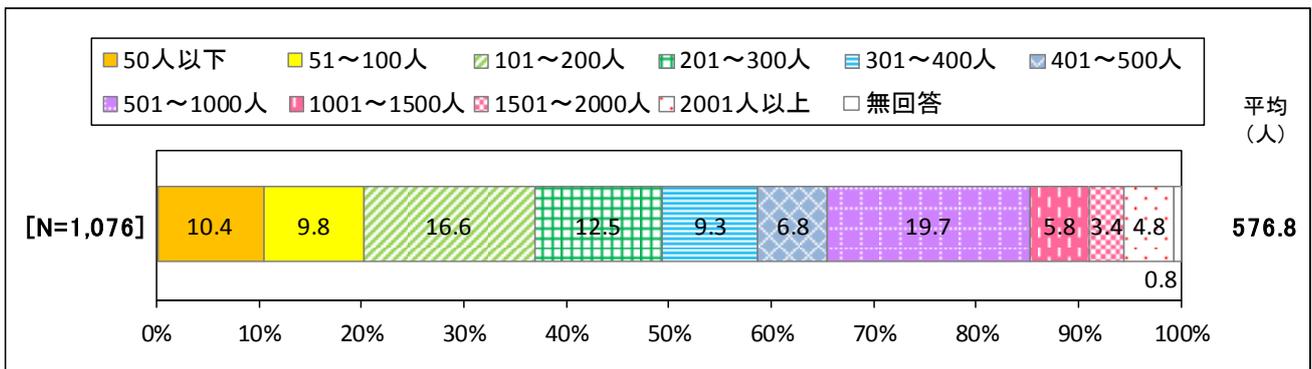
図表 2-1-1 平成24年度 登録単位団数



(2) 登録団員数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位団の平成24年度登録団員数をみると、「501～1000人」が19.7%を占め、平均では576.8人となっている(図表2-1-2)。次いで、「101～200人」(16.6%)、「201～300人」(12.5%)であり、市区町村スポーツ少年団の約半数は、登録団員数300人以下である。

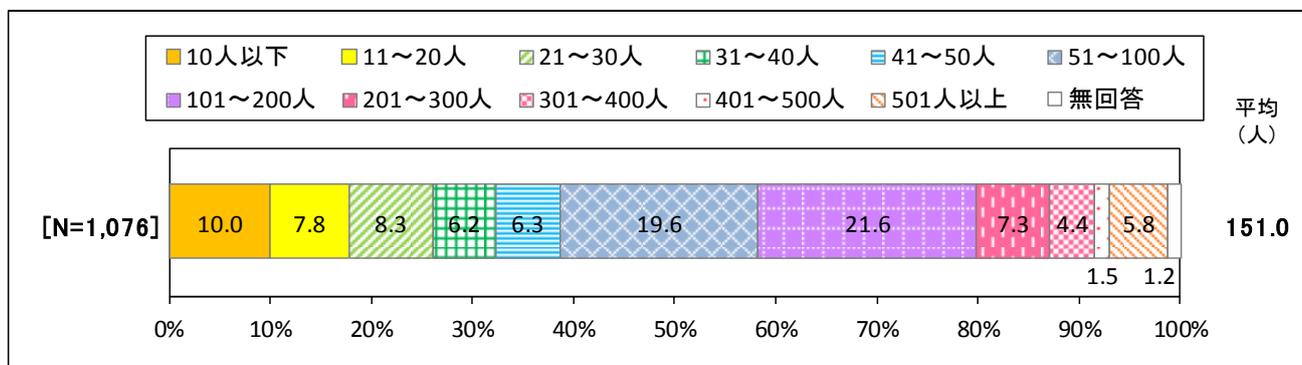
図表 2-1-2 平成24年度 登録団員数



(3) 登録指導者数

各市区町村スポーツ少年団に登録している単位団の平成 24 年度登録指導者数をみると、「101～200 人」が 21.6%、「51～100 人」が 19.6%であり、平均では 151.0 人となっている(図表 2-1-3)。

図表 2-1-3 平成 24 年度 登録指導者数

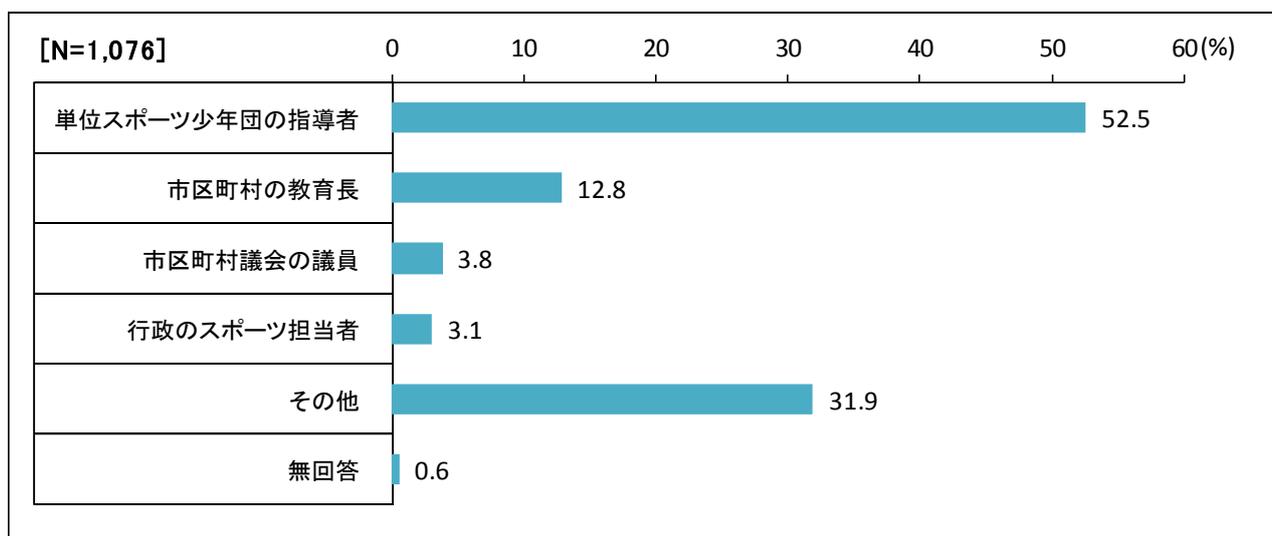


(4) 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場

市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場をみると、「単位スポーツ少年団の指導者」(52.5%)が過半数を占め最も多い(図表 2-1-4)。次いで「市区町村の教育長」(12.8%)となっている。「市区町村議会の議員」(3.8%)と「行政のスポーツ担当者」(3.1%)は少数である。

「その他」が 31.9%となっているが、市区町村体育協会の関係者や都道府県議会議員、民間人などの回答がみられた。

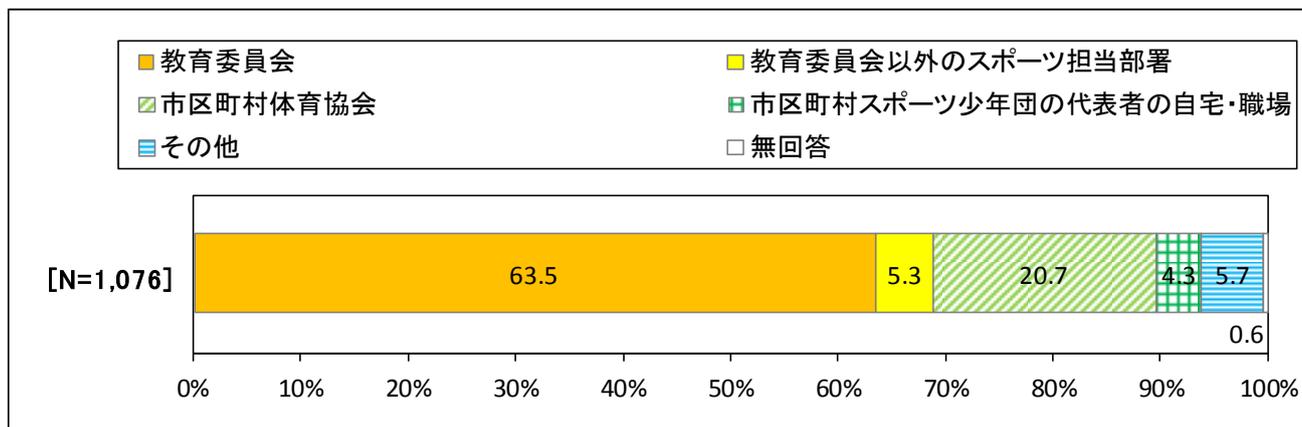
図表 2-1-4 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場(複数回答)



(5) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所をみると、「教育委員会」(63.5%)が最も多く、次いで「市区町村体育協会」(20.7%)となっている(図表 2-1-5)。「教育委員会以外のスポーツ担当部署」(5.3%)や「市区町村スポーツ少年団の代表者の自宅・職場」(4.3%)はそれぞれ 5%前後である。

図表 2-1-5 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所



(6) 登録団・団員・指導者数（事務所の設置場所別）

事務所の設置場所別に、各市区町村スポーツ少年団の平成 24 年度登録団数、登録団員数、指導者数をみると、教育委員会および代表者の自宅・職場に事務局が設置されている市区町村スポーツ少年団で、教育委員会以外のスポーツ担当部署や市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団よりも平均値が小さくなっている(図表 2-1-6)。市区町村体育協会に事務局が設置されている市区町村スポーツ少年団の平均登録団員数は 1,030.2 人と規模が大きい。

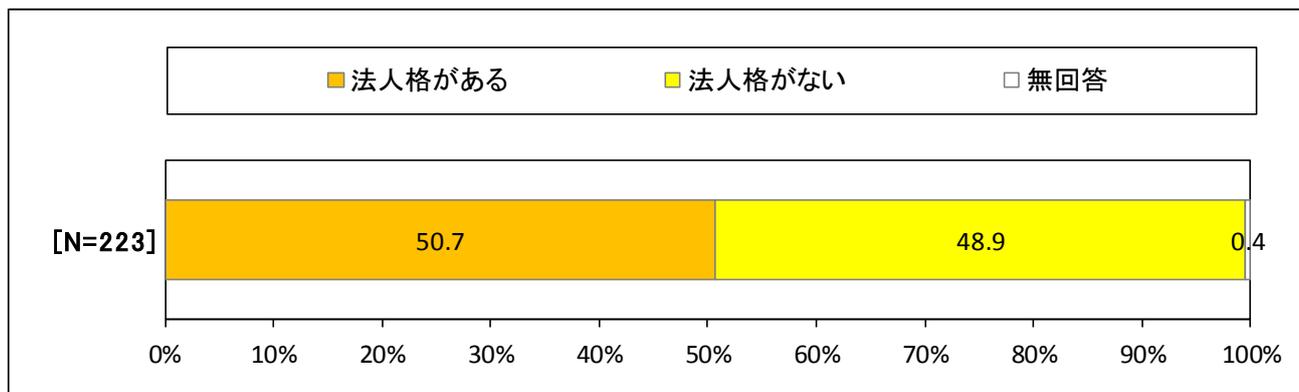
図表 2-1-6 平成 24 年度 登録団・団員・指導者数(事務所の設置場所別)

		平均			
		登録単位団数	登録団員数	登録指導者数	
全体	[N=1,076]	25.3	576.8	151.0	
事務局の設置場所	教育委員会	[N=683]	18.3	400.1	108.7
	教育委員会以外のスポーツ担当部署	[N=57]	38.0	854.2	278.2
	市区町村体育協会	[N=223]	43.2	1,030.2	242.3
	少年団の代表者の自宅・職場	[N=46]	16.6	408.2	108.6
	その他	[N=61]	32.3	743.3	208.7

(7) 市区町村体育協会の法人格の有無

事務局が市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団(223 団)に、市区町村体育協会の法人格の有無を尋ねたところ、「法人格がある」が 50.7%、「法人格がない」が 48.9%となっており、二分されている(図表 2-1-7)。

図表 2-1-7 市区町村体育協会の法人格の有無

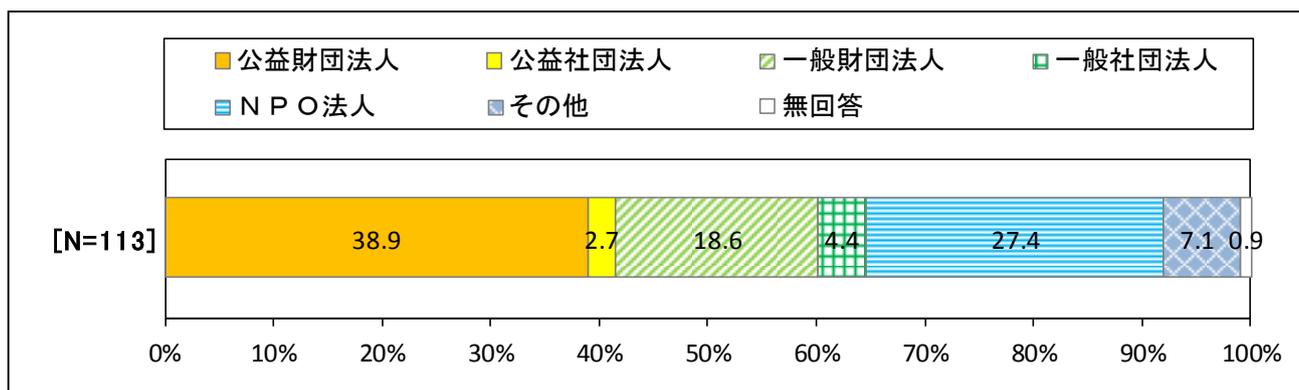


(8) 市区町村体育協会の法人格の種類

事務局が法人格のある市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団(113 団)に、市区町村体育協会の法人格の種類を尋ねたところ、「公益財団法人」が 38.9%で最も多く、次いで「NPO 法人」(27.4%)、「一般財団法人」(18.6%)などとなっている。(図表 2-1-8)。

「公益財団法人」(38.9%)と「一般財団法人」(18.6%)の旧財団法人で 6 割弱を占めているが、「公益社団法人」(2.7%)と「一般社団法人」(4.4%)は合わせても 1 割未満である。

図表 2-1-8 市区町村体育協会の法人格の種類

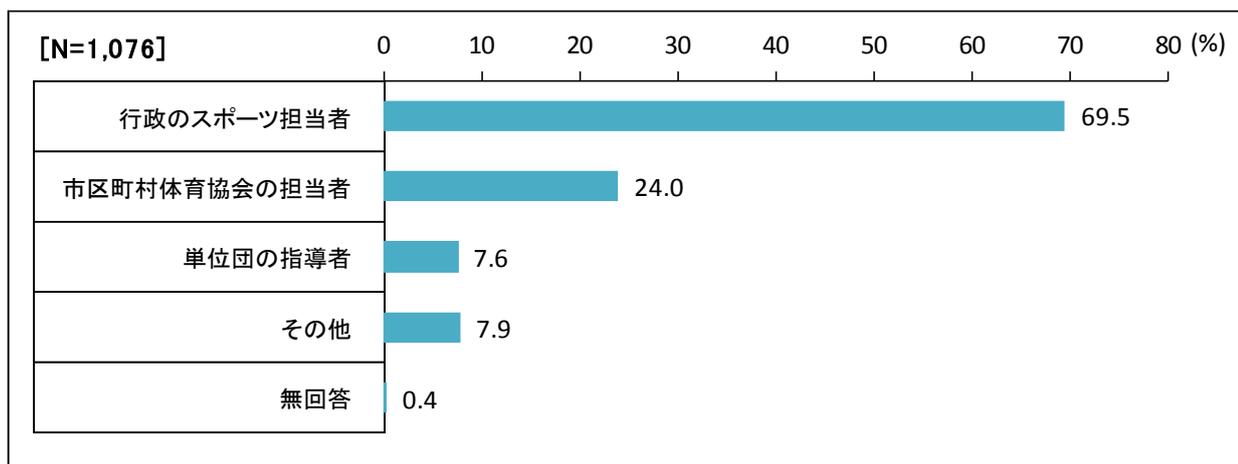


(9) 事務作業担当者

各市区町村スポーツ少年団の事務作業担当者をみると、「行政のスポーツ担当者」が69.5%と多数を占めている(図表 2-1-9)。次いで「市区町村体育協会の担当者」が24.0%だが、「単位団の指導者」は7.6%にとどまる。

行政や市区町村体育協会に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団が合わせて9割である(図表 2-1-5 参照)ため、事務所を設置している場所の職員が事務作業も担当しているケースが多いと考えられる。

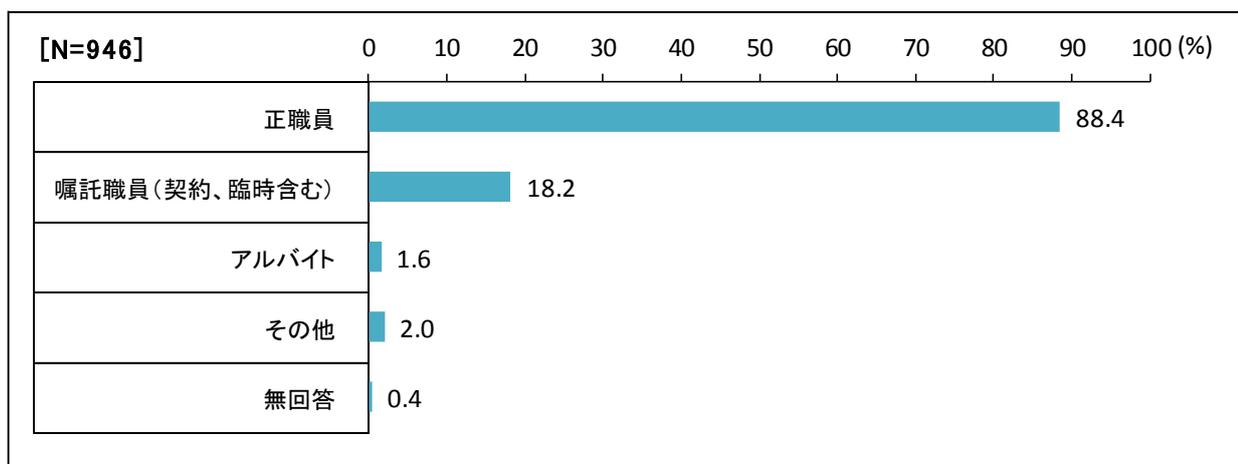
図表 2-1-9 事務作業担当者(複数回答)



(10) 事務作業担当者の雇用形態 (行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団(946 団)に、事務作業担当者の雇用形態を尋ねたところ、「正職員」が88.4%で大多数を占めている(図表 2-1-10)。「嘱託職員(契約、臨時含む)」が18.2%であるが、「アルバイト」は1.6%とごく少数である。

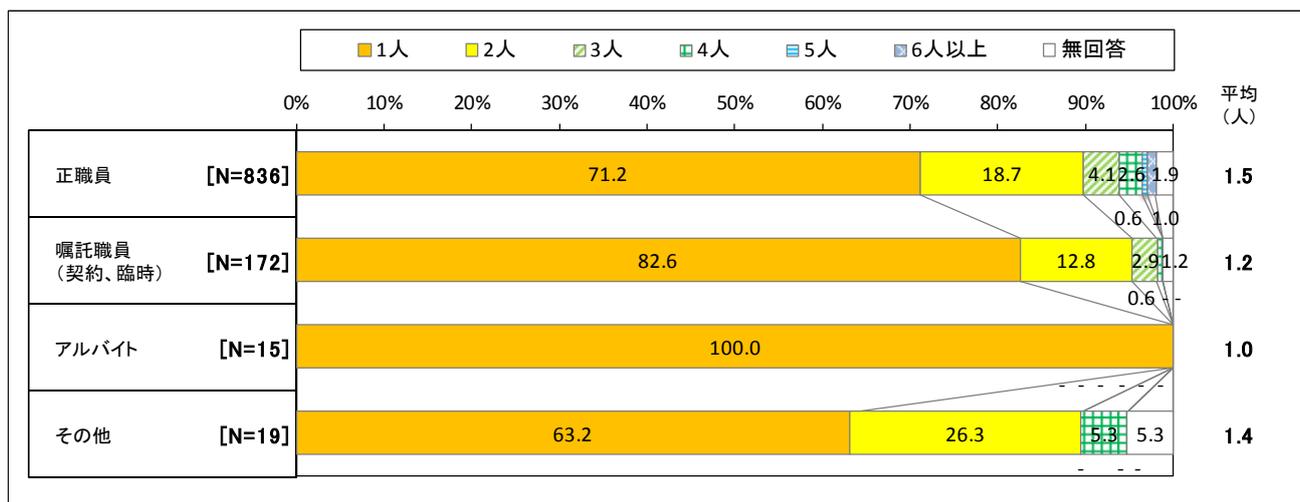
図表 2-1-10 事務作業担当者の雇用形態(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)
(複数回答)



(11) 事務作業担当者の人数（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団に、雇用形態別に人数を尋ねた。正職員が事務作業を担当している 836 団では、平均 1.5 人、嘱託職員が担当している 172 団では平均 1.2 人となっている(図表 2-1-11)。

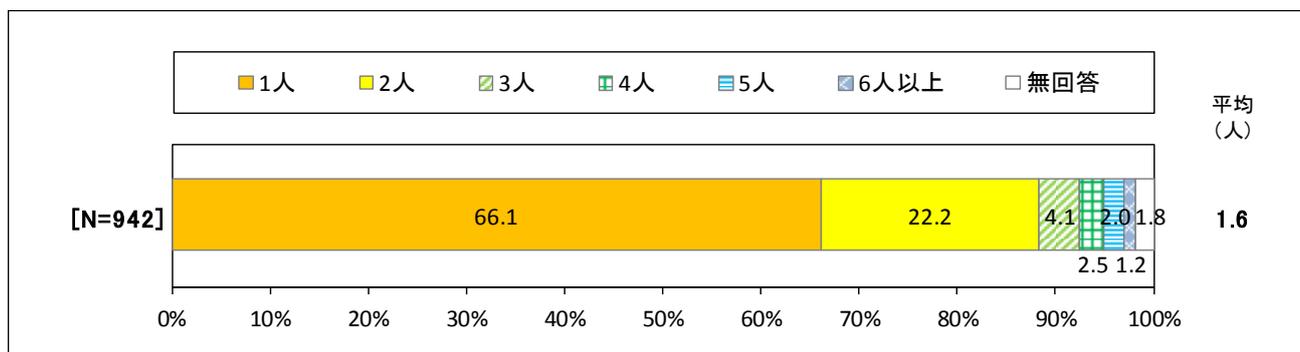
図表 2-1-11 事務作業担当者の人数(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)
(雇用形態別)



(12) 事務作業担当者の人数（計）（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団のうち、雇用形態の回答のあった 942 団について、正職員、嘱託職員、アルバイト、その他の職員の人数を合算した。「1 人」で事務作業を担当している市区町村スポーツ少年団が 66.1%、「2 人」が 22.1%となっており、平均では 1.6 人である(図表 2-1-12)。

図表 2-1-12 事務作業担当者の人数(計)(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)

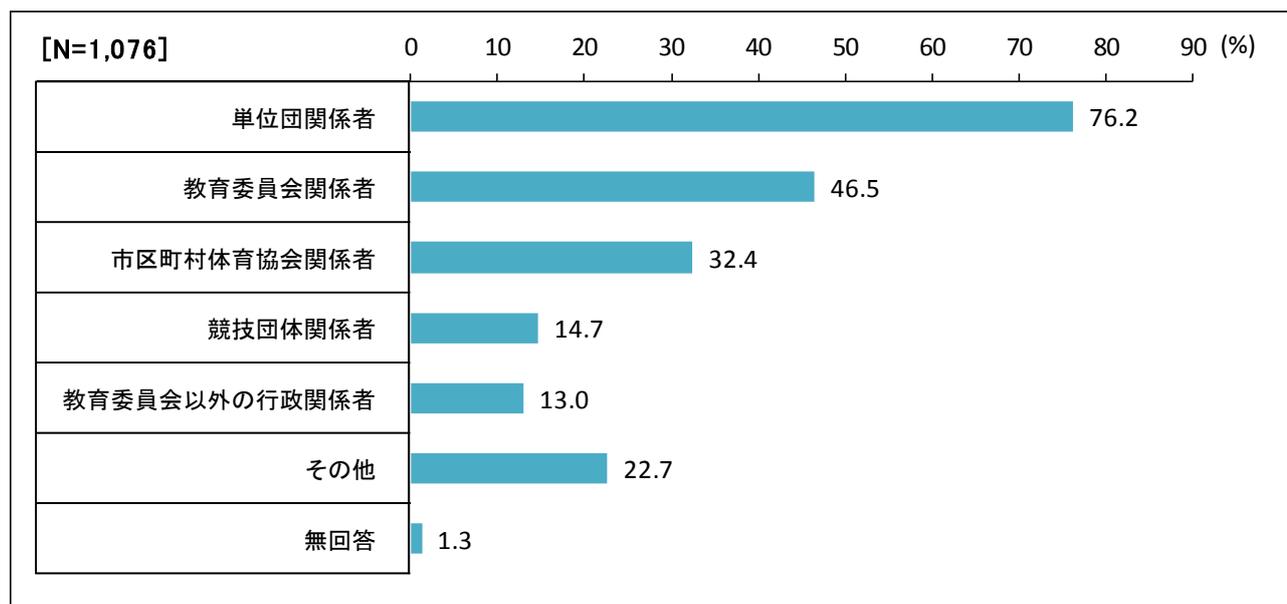


(13) 役員の役職や立場

各市区町村スポーツ少年団の役員の役職や立場をみると、「単位団関係者」を役員として有している市区町村スポーツ少年団が最も多く、76.2%を占める(図表 2-1-13)。「教育委員会関係者」が 46.5%、「市区町村体育協会関係者」が 32.4%で続く。「競技団体関係者」は 14.7%、「教育委員会以外の行政関係者」は 13.0%と比較的少数である。

「その他」として、スポーツ推進委員、教員など学校関係者、学識経験者などの回答がみられる。

図表 2-1-13 役員の役職や立場 (複数回答)



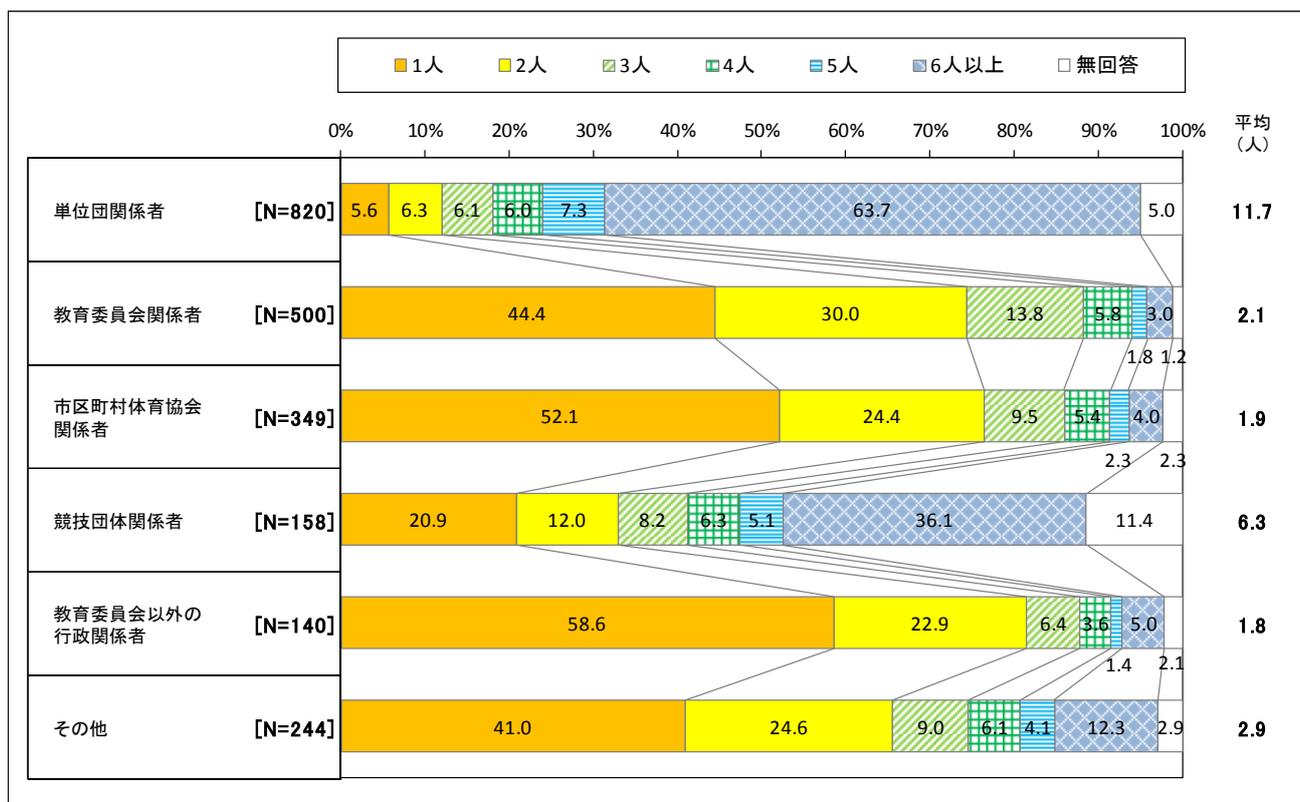
(14) 役員の人数

役職・立場別に市区町村スポーツ少年団の役員の人数をみると、単位団関係者の役員(820 団)は平均 11.7 人と突出して多くなっている(図表 2-1-14)。約 4 分の 3 の市区町村スポーツ少年団が単位団関係者を役員として有している(図表 2-1-13 参照)が、平均人数も最も多い。

また、競技団体関係者(158 団)の役員は平均 6.3 人である。役員として競技団体関係者を有している市区町村スポーツ少年団は 1 割台にとどまる(図表 2-1-13 参照)が、有している場合の平均人数は多くなっている。

教育委員会関係者、教育委員会以外の行政関係者、市区町村体育協会関係者の役員はそれぞれ平均 2 人前後である。

図表 2-1-14 役員の人数(役職・立場別)



(15) 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取り

市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取りの方法をみると、全体では、「電話連絡網」が58.9%と最も多く、次いで、「パソコンのメール」(39.7%)と「Fax」(32.5%)が続く(図表 2-1-15)。「携帯電話のメール」は12.5%が使用しているが、「ホームページ(SNSは除く)」(3.4%)および「SNS ツール(Facebook、ツイッター、LINE等)」(0.9%)はほとんど使われていない。「その他」が62.2%と多くなっているが、郵送でという回答が多くあげられている。

事務所の設置場所別にみると、教育委員会に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団では、他の設置場所と比べて「電話連絡網」がやや多く、「パソコンのメール」、「Fax」がやや少なくなっている。代表者の自宅・職場に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団では、「携帯電話のメール」が多くなっている。

図表 2-1-15 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報やり取り(複数回答)
(事務所の設置場所別)

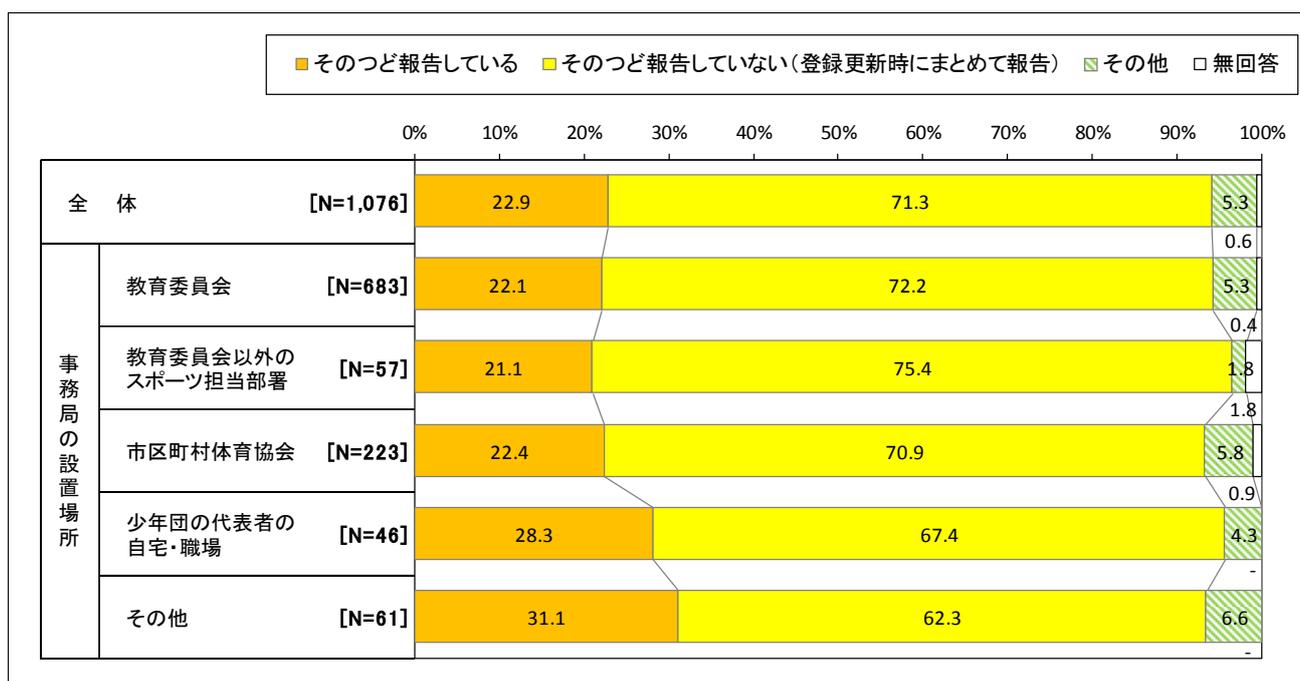
		電話連絡網	パソコンのメール	FAX	携帯電話のメール	ホームページ(SNSは除く)	SNSツール(Facebook、ツイッター、LINE等)	その他	無回答
全体 [N=1,076]		58.9	39.7	32.5	12.5	3.4	0.9	62.2	0.9
事務局の設置場所	教育委員会 [N=683]	63.3	32.7	27.4	9.1	1.0	0.7	62.8	1.0
	教育委員会以外のスポーツ担当部署 [N=57]	57.9	50.9	43.9	15.8	5.3	-	63.2	-
	市区町村体育協会 [N=223]	50.2	48.9	43.5	12.6	10.8	1.3	65.0	0.9
	少年団の代表者の自宅・職場 [N=46]	52.2	54.3	41.3	34.8	-	-	41.3	2.2
	その他 [N=61]	49.2	60.7	31.1	31.1	4.9	3.3	60.7	-

(16) 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告

期中に単位団の連絡先の変更があった時の都道府県スポーツ少年団への報告状況をみると、「そのつど報告している」が 22.9%であり、「そのつど報告していない(登録更新時にまとめて報告)」が 71.3%と多数を占める(図表 2-1-16)。

事務所の設置場所別にみると、代表者の自宅・職場や、その他の場所に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団で、「そのつど報告している」という回答がやや多くなっている。

図表 2-1-16 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告
(事務所の設置場所別)

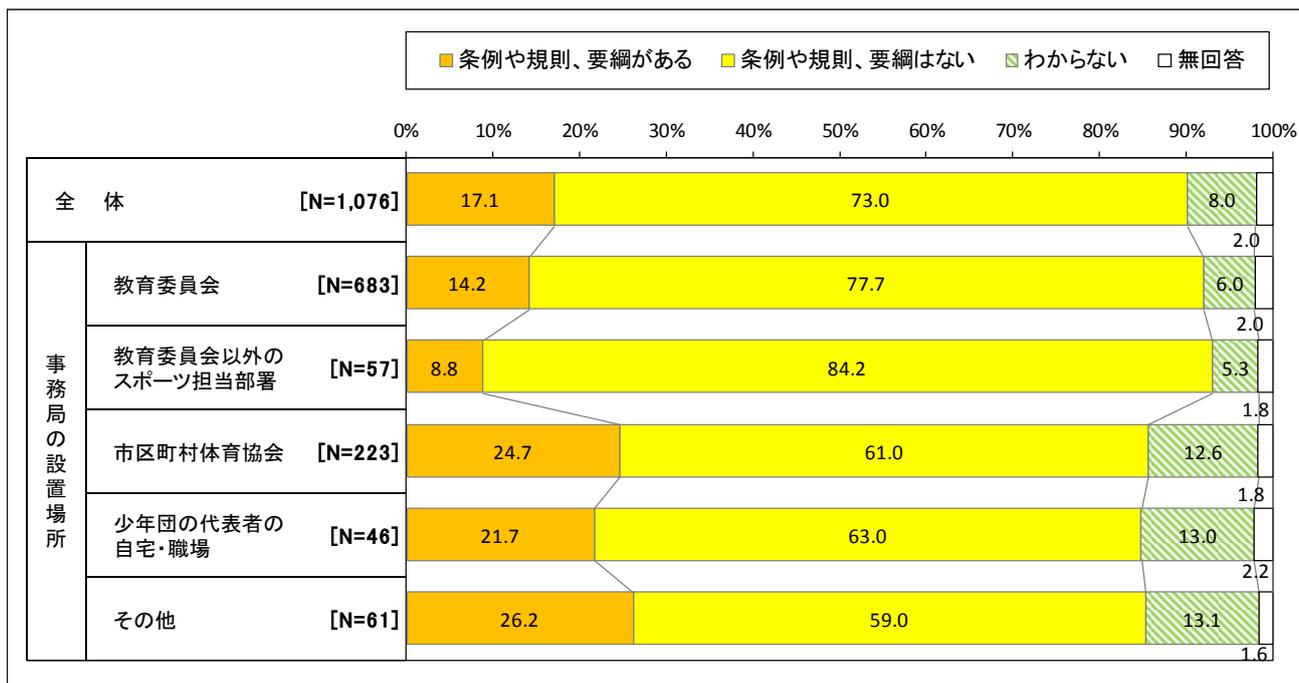


(17) スポーツ少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無

各市区町村に、スポーツ少年団を社会教育団体として位置付ける条例や規則、要綱があるかをみると、「条例や規則、要綱がある」が17.1%、「条例や規則、要綱はない」は73.0%となっている(図表 2-1-17)。

事務所の設置場所別にみると、市区町村体育協会や代表者の自宅・職場、その他の場所に事務所を設置している市区町村スポーツ少年団で、「条例や規則、要綱がある」と「わからない」という回答が多くなっている。

図表 2-1-17 少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無
(事務所の設置場所別)



(18) スポーツ少年団を社会教育団体と位置付けている規定

市区町村でスポーツ少年団を社会教育団体と位置付ける条例や規則、要綱があると回答した 184 団に、何によって位置づけられているかを尋ねた。「要綱」が最も多く 46.7%であり、次いで「規則」が 38.6%、「条例」が 12.5%となっている(図表 2-1-18)。

図表 2-1-18 スポーツ少年団を社会教育団体と位置付けている規定

